

公正取引委員会チーフテクノロジストの募集について

【募集背景】

デジタル分野と競争政策をつなぐデジタル人材を求めています。

<いま公正取引委員会に求められていること>

IT企業により多数のイノベーションが創出され、多大な便益が提供される一方で、グローバル企業に成長した巨大IT企業が様々な競争上の懸念を生じさせている現在において、公正取引委員会を始めとした各国の競争当局には、デジタル分野の競争環境の整備が求められています。

<70年以上の歴史を持つ競争政策を新時代にアップデートする>

1947年に世界で3番目の競争法として制定された独占禁止法の執行を中心として、これまで公正取引委員会は、様々な経済・社会変化に対応しながら、競争政策や法執行を担い、社会のインフラとも言える競争環境の整備に努めてきました。そして、近年、公正取引委員会は急速に変化するデジタル分野にも様々な対応をしてきたところです。

他方で、専門性が高く、かつ、細分化しているデジタル分野において、競争政策を効果的に推進するためには、従来の競争政策を更にアップデートすることが重要です。

令和6年6月にはスマホソフトウェア競争促進法(※)が成立し、現在、デジタル市場企画調査室では全面施行に向けた準備を行っております(全面施行日は令和7年12月19日までの政令で定める日)。また、令和6年10月には生成AI関連分野の実態調査を開始しました。

今後、同法の迅速かつ実効的な運用やデジタル市場的確な実態把握を行っていくためには、デジタル分野の最先端の知見を実務に反映させ、共に新時代の競争政策を推進する人材が不可欠となっています。

※ スマホソフトウェア競争促進法は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

<デジタル×政策立案×競争当局というキャリアを歩むパイオニアを募集>

欧米を中心とした各国の競争当局では、事務官以外に、エコノミスト、技術者、研究者、エンジニア、UXデザイナー、プロダクトマネージャーなど多様な人材を採用し、ダイバー

シティ化を進めています。デジタル人材がもたらす貢献は、我が国におけるロールモデルとなるものであり、デジタル分野に専門的な知見を有している方の応募を期待します。

公正取引委員会では、デジタル時代に対応するため、高度な技術知識と戦略的思考を持つリーダーが必要です。チーフテクノロジストは、当委員会のデジタル戦略を主導し、デジタルアナリストを統括する重要な役割を担います。

1 採用内容

採用区分：国家公務員（非常勤）※常勤ではなく、週2回の勤務

採用数：1名

2 業務内容及び応募条件等

（1）業務内容

- ・ デジタル分野における競争政策に関する技術的助言の提供
- ・ 規制対象事業者等との高度な専門的議論の実施
- ・ デジタルアナリストの適切なマネジメント、業務配分と管理
- ・ プロジェクトの進捗や成果物の適切な管理（デジタルアナリストが実施する作業の実施内容及びスコープ管理）
- ・ スマホソフトウェア競争促進法の執行において、規制対象事業者によるセキュリティなど技術面の主張や抗弁に対する反証のための分析、検証作業の総括

（2）応募条件

【必須条件】

1. IT分野での20年以上の実務経験（うち10年以上のリーダーシップ経験）
2. ソフトウェア開発、モバイルアプリ開発、データ分析、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、プラットフォームビジネス、デジタルエコノミー、AI・データ活用、デジタルインフラのいずれかでの深い専門知識
3. 優れたコミュニケーション能力と説明能力（特に非技術者への説明能力）
4. 複数の技術チームのマネジメント経験
5. プロジェクト責任者としてのプロジェクト管理及び推進、リソース配分に関する多くの経験
6. 最新のテクノロジートレンドに関する広範な知識
7. 技術的な折衝や渉外活動の経験
8. 規制サイドと事業者サイドの両方の視点を持つバランス感覚

【歓迎条件】

1. 公共セクターでの勤務経験（政府CIO補佐官、デジタル庁の勤務経験など）
2. 内部DX（デジタルトランスフォーメーション）プロジェクトのリード経験

3. 国際的な技術標準や規制に関する知識
4. 学術論文の執筆や技術カンファレンスでの登壇経験
5. MBA やコンピュータサイエンス修士号、工学博士などの関連する高度な学位
6. セキュリティ関連の分析・検証作業の経験
7. 国際会議等で意思疎通が可能な高い語学能力

(3) 応募制限

以下のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 応募に当たっての留意事項

応募者が兼業を予定している場合、原則として、採用された任期中に、公正取引委員会チーフテクノロジストとして担当する業務関連の契約への入札参加に関し、兼業で所属している事業者等の参加が制限されます。

3 勤務条件、任用期間等

勤務地	公正取引委員会（東京都千代田区霞が関1-1-1）
勤務日数	月8日（1日当たり7時間30分） ※1日当たりの勤務時間を複数日に分けて勤務することも可
勤務時間	応相談
任期	令和8年3月31日まで ※勤務開始日については応相談 ※任期終了後、実績に応じて更新あり
給与等	時給 8,520 円
諸手当等	通勤手当相当支給あり（上限あり）
その他	公正取引委員会における非常勤の国家公務員として任用されます。 国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が適用されます。

4 応募方法

下記のとおり、必要書類を提出期限までに下記（３）の提出先にメールで提出してください。

（１）必要書類

① 履歴書（写真添付）

履歴書（様式不問）に必要事項を記入の上、左上余白に「公正取引委員会チーフテクノロジスト採用希望」と明記してください。

② 職務経歴書

これまでの職歴を主な担当業務とともに時系列順で記入してください（様式不問）。

③ 応募条件に関する説明資料

前記２の（２）に示した条件を満たすことの説明資料を提出してください（様式不問）。

（２）募集期限

令和７年５月３０日（金）

※募集期限を待たず、必要書類の到着次第、応募者の方に連絡をする場合があります。

（３）提出先

電子メールで下記のアドレスまで御連絡をお願いいたします。

digital_recruit1889-0-jftc.go.jp

注１：件名に「チーフテクノロジストの応募」と御記入ください。

注２：迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えてください。

注３：電子メールでの御連絡が難しければ、下記問い合わせ先まで御連絡をお願いいたします。

5 選考方法

（１）第１次選考：書類選考

- ・ 書類選考合格者には、面接日を電話又はメールにより御連絡します。
- ・ 書類選考不合格者には、連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。

（２）第２次選考：面接試験等（書類選考合格者のみ実施）

※ 場合によっては第２次選考において、技術試験やレポート提出、複数回の面談を実施する可能性があります。

6 その他

- ・ 応募者の秘密は厳守します。
- ・ 応募書類に記載されている個人情報、公正取引委員会チーフテクノロジスト採用選考のために使用するものであり、他の目的には使用することはありません。
- ・ 応募書類については採用担当において責任をもって破棄させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 令和7年度予算案に関する国会審議の状況によっては実際の採用計画に変更があり得ますので、あらかじめ御了承ください。

7 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室

03-3581-5773